

国民年金には色々なケースに合わせて一時的に保険料を減額・免除する制度も作られています。

今、支払えるお金がないからと未納のまま放置しておかず、一度窓口で相談されることを若い方々には強くお勧めしたいのです。

★トピックス～カラ期間～

老齢の年金の受給資格期間である25年の期間には、「カラ期間」といわれる期間があります。

年数には加算されますが、年金額には反映されないためこう呼ばれています。

このカラ期間を探し出すことにより、不足していた月数をクリア出来る場合があります。

特に現在の2階建ての年金制度の発足する昭和61年以前の期間が主な対象期間となります。

カラ期間の代表的なものには、61年以前の会社員の配偶者期間があります。しかし、カラ期間の詳細については認知度が低いため見逃しているケースも多く、長妻大臣は「カラ期間をさらに徹底的に広報したい」と述べています。

免除制度やカラ期間に関しては下記のURLで詳細をみることが出来ます。

<http://www.nenkin.go.jp/main/detailed/pdf/kokunen07.pdf>

~~~~~編集後記~~~~~

暖かかったり、寒かったりで、体調を崩される方も多い冬でしたが、西尾は、今年は風邪もひきませんでした。これは、ひとえに鍋物と、鍋用ポン酢に使った橙のおかげのような気がします。

しかし、鍋物の季節もう終わり、冷やっこには、まだ少々早いこの時期何を以て体調を維持するか、悩む今日この頃でございます。

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
